

# 社会福祉法人天王谷学園 評議員・役員報酬等規程

## (目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人天王谷学園(以下「法人」という。)定款第9条及び第23条の定めに基づき、法人の評議員、理事、監事(以下「役員等」とする。)の報酬等について定めるものとする。

## (役員等の範囲)

第二条 報酬等の支給をおこなう役員等は、次のとおりとする。

- (1) 評議員
- (2) 理事、ただし法人と雇用契約を結んでいない者に限る
- (3) 監事

2 理事で法人と雇用関係を結んでいる者は、法人の給与規定に従い職員としての給与を支払うので、この対象とはならない。

## (報酬支給の範囲)

第三条 役員等が、次の会議に出席する場合に報酬を支給する。

- (1) 評議員については評議員会
- (2) 理事については理事会・評議員会
- (3) 監事については監事監査・理事会・評議員会・評議員選任解任委員会
- (4) 役員等が、その任を実行するに当たって理事長が必要と判断した会議・研修会等

## (役員報酬の額)

第四条 役員等に支給する報酬は、次の通りとする。

- (1) 評議員に対する報酬の額は別表第1に定める額とする。
- (2) 理事に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。
- (3) 理事長に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。
- (4) 監事に対する報酬の額は別表第4に定める額とする。

## (役員報酬の支給方法)

第五条 役員等に支給する報酬の支給については、次の通りとする。

- (1) 第三条に示す会議に出席した回数に応じ半期ごとに交通費とまとめて支給する。
- (2) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

## (費用弁償)

第六条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け旅行をした場合、費用弁償として旅費を支給する。ただし、施設職員が役員の場合は支給しない。

2 前項の規定により支給する額は、社会福祉法人天王谷学園の旅費規程に定める施設長に関する規定を準用する。

3 各会議における交通費については、次の通り支給する。

- |                       |             |      |        |        |
|-----------------------|-------------|------|--------|--------|
| (1)燃料費(往復)            | 20km未満      | 500円 | 20km以上 | 1,000円 |
| (2)駐車料金・通行料金・公共交通機関料金 | については実費とする。 |      |        |        |

## (改 廃)

第七条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

## 附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. 平成30年4月1日一部変更する。
3. 平成30年11月1日一部変更する。

別表第1 評議員の役員報酬（全評議員の報酬総額は500,000円まで）

支 給 条 件	報 酉 の 額
評議員会への出席	日額 10, 316円

別表第2 理事の役員報酬（全理事の報酬総額は250,000円まで）

支 給 条 件	報 酉 の 額
理事会への出席	日額 10, 316円
評議員会への出席	日額 10, 316円

別表第3 理事長の役員報酬（法人と雇用関係にない場合）

支 給 条 件	報 酉 の 額
理事会への出席	日額 10, 316円
評議員会への出席	日額 10, 316円
監事監査への出席	日額 20, 632円

別表第4 監事の役員報酬（全監事の報酬総額は250,000円まで）

支 給 条 件	報 酉 の 額
理事会への出席	日額 10, 316円
評議員会への出席	日額 10, 316円
監事監査への出席	日額 20, 632円
評議員選任解任委員会への出席	日額 10, 316円